

新見市教育委員会 11月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和6年11月20日（水） 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名

委 員	溝 尾 妙 子
-----	---------

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	谷 本 隆 之
生涯学習課長	吉 岡 昭 彦
学校教育課長	宗 政 範 子
教育総務課長	忠 田 真
教育総務課庶務係長	泉 朋 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

（令和6年11月20日（水）午後3時30分から午後4時45分）

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

忠田課長	（新見市教育委員会10月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。）
------	--

松井職務代理者	前会会議録は承認と決めます。
---------	----------------

4 教育長報告

松井職務代理者	（前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。）
---------	---------------------------------

5 事務局報告

各事務局員	（教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。）
-------	--------------------------------------

6 議 事

議題19号 令和6年度要保護・準要保護児童生徒就学援助（新入学学用品費入学前支給）の承認について

正村教育長	それでは6の議事に移ります。 議第19号の説明をお願いします。
-------	------------------------------------

宗政課長	では議第19号、令和6年度要保護・準要保護児童生徒就学援助（新入学学用品費入学前支給）について説明をさせていただきます。
------	--

それでは資料の1ページをご覧ください。来年度小学校入学予定者が152名、中学校入学予定者は185名となっております。その内、申請があったのは48世帯、50名です。新見市就学援助規則第6条に則り、申請された世帯の前年の所得額が、令和5年10月1日現在において適用されている生活保護基準額の1.5倍以下であるかどうかの審査をおこないました結果、認定が適当と認められたのは、34世帯、35名。認定が不適当と認められたものは、14世帯15名でありました。資料3ページから8ページの一覧表に内訳と申請理由を記載しております。ご確認いただいた上で、ご審議の程よろしく願います。

正村教育長	人数が多いんですが、皆さん初めて見られると思うので、少々時間を取ります。少し見ていただいて、これはというのがありましたら、後程質問していただけたらと思います。
-------	---

	少し時間を取ります。
三上委員	3番の前年所得が7万4千961円に対して生活保護が247万ですが、これは2.8倍になるのですか。
宗政課長	この3番の方につきましては、お父様の前年所得額が7万4千961円で、その下をずっと見ていただきますと、ご家族の中に、おじい様の所得と、それからおばあ様の所得がありますので、ここを合計した額で計算をしているというふうになっております。
三上委員	ありがとうございます。
正村教育長	申請とか認定は、昨年度より増えているんでしょうか。
宗政課長	1ページの3番の所に前年の状況がございまして、これで見ますと、申請の方は今年の方が多くなっていますが、認定は少ない状況となっております。
正村教育長	わかりました。 外にありますでしょうか。
松井職務代理者	例のコロナで前年度は所得があったけれど、今年になって急に収入が少なくなったという場合は特例があったじゃないですか。あれは無くなったのですよね。基準に沿っているということは分かりますけれど、感染症とかいったのとは別に、例えば、会社が突然倒産したとか、解雇になったとか、そういったような特殊な事例でというような異議の申し立ての機会というのはあるのですか。もう既にその辺りは基準を超えている人達に対しては、そういったような機会というのはあったりしたのですか。
宗政課長	その部分については、今詳しいことを承知しておりませんので、また確認をして回答させていただきます。
松井職務代理者	そういったものが無ければ、改めて言う必要はありません。
正村教育長	外にはございませんか。よろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
正村教育長	無いようですので、議第19号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

正村教育長 それでは、議第 19 号は承認いたします。

議第 20 号 令和 6 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について
正村教育長 続きまして、議第 20 号の説明をお願いします。

宗政課長 議第 20 号、令和 6 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認についてご説明をさせていただきます。

資料の 1 ページをご覧ください。今回追加分として 1 世帯から申請がございました。2 ページ目にお示しをさせていただいている中で、世帯の前年所得額が生活保護基準の 1.5 倍以下となることから認定が適当と考えられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

正村教育長 これは追加分ということです。委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。
よろしいですか。

各委員 (はいの声)

正村教育長 無いようですので、議第 20 号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

正村教育長 ありがとうございます。それでは、議第 20 号は承認いたします。

議第 21 号 新見市部活動地域移行推進委員会設置要綱の一部改正について
正村教育長 続いて、議第 21 号の説明をお願いします。

宗政課長 議第 21 号、新見市部活動地域移行推進委員会設置要綱の一部改正について説明させていただきます。

では、資料の 1 ページをご覧ください。この度の改正の内容ですが、現行の設置要綱の内、第 4 条の任期に関する変更及び第 7 条に部会に関する条文を追記させていただきました。これは推進委員会が、年度の途中での開催となり、年度末で委員の皆さんの中で、立場が変わられるなどして退任をされることが予想されることから、1 年以内というふうに変更をいたします。また、部活動の地域移行を進めていく上で、検討の必要な課題が多岐に渡ることから、下部組織である部会を設置し、分野別の調査研究をおこなうことで、効率的に地域移行を進

めることを目的としております。詳細につきましては、2 ページの新旧対照表でご確認いただけたらと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

正村教育長

2 箇所についての改正ということですが、これにつきまして委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。

松井職務代理人

第 7 条の分野別の「分野」というのはどういうものを指しているんですか。例えば、部活動の種目とか、文化部などの範囲といったようなものを指しているのか、それとも例えば生徒の移動についてとかそういった、或いはどこに置くかとかそういったようなことで、地域とか、それから移動とか、それから保護者の負担についてとかいう意味での分野別ということなのか、いわゆる現在ある部活動の種目等に関わっての分野という意味なのか、それとも両方になるのか、どういうものになるのでしょうか。

宗政課長

この「分野」という範囲がどの辺りになるのかということにつきましては、まだこれから部会などどのような体制でいくかというところは検討していくことになろうかと思いますが、まず大きな流れとしましては、前回のこの会議の中でも部活動の地域移行の意見交換の中で、学校がおこなっていることと地域がおこなっていくことという大きな二つの流れがあり、それぞれの中で、地域の方でしたら、例えば受け入れ団体がどんな団体であるのかとか、指導者の確保をどうするのかとか、それから移動が必要なのであれば、その時の経費はどうするのかとか、そういった幾つか検討していかなければいけないテーマというのがあると思いますので、これをそれぞれワーキンググループのような形で協議をする組織を設けて、そこで検討していくということで、また、どういったふうに立ち上げていくかというところを、これから検討したいと思っております。

正村教育長

両方を含んでいるということですね。

松井職務代理人

分かりました。これから検討が進んでいく中で必要があればそういうものを作っていくと、いうふうに理解すればよろしいですね。

正村教育長

幅広くですね。

松井職務代理人

了解しました。

正村教育長

外にございますでしょうか。

松井職務代理者

今回の改定に関わってのことについては異議は無いです。これで、私自身は賛成なんですけれども、前回の会議の後の情報交換で、この部活動の地域移行については、多少話し合いをしたと思うんですけど、その時に、11月に何か会議を持つというようなことがありました。既に持たれたのであれば、そこでどういう話になったのかということと、まだであればいつされる予定があるのかということが一つ。それから、先程教育長のご報告にもありましたが、先日市町村教委研究協議会が、この部活動の地域移行をテーマにおこなわれたんですけれども、そこで講演者の岡山大学の先生が言われたことが、非常に同意する部分が多かったんです。「部活動の地域移行」という名称であれば、もう今ある活動を地域にそっくり任せるだけというような印象を持ちがちですけれども、そうじゃなくてむしろ、中学生の文化スポーツ活動の「地域展開」というふうに確か言われましたよね。そういったような内容だということとらえていくのがふさわしいのではないかと。単に学校でやっていたものを地域に、今の部活をそのまま移管するものではないんだというようなお話があって、そういう意味では、この要綱の他の部分に、例えば、部活動の地域移行とはどういうことなのかということを書いてあるかどうか、すいませんそこまで調べてないのでわからないんですけれども、やっぱりそういうような方向に全体に進んでいきそうな雰囲気のお話だったので、そういう方向も生かしていただきたいというのが一つですね。それから、同時に講演の中で、このことは中学校と今後受け入れていただくことになる地域の文化スポーツ団体だけのことじゃなくて、小学校教育にも問題になってくると、例えばいつからそれが移行されるんだとか、そういったのは当然小学生にも関わってくることになるので、小学校の関係者なども是非加わって欲しいといったようなお話もありましたけど、現在の本市の推進委員会の中では小学校関係者も入っていたんですかね。それを少しお尋ねしたいです。

宗政課長

まず1つ目の質問の地域移行推進委員会ですが、11月25日に開催予定となっております。

それから、「地域展開」という言葉ですが、これが10月23日に文科省から新たに示された、平日部分の地域移行の中で、地域移行という言葉から地域展開へということで、その言葉が出てきていたと思います。今度の推進委員会の中でも、この事を取り上げる予定にしております。やはり言葉の持つイメージというのは随分その考えに影響を及ぼしてくるということありますので、その辺りも少し意識を揃えて協議が進められたら良いと思っております。

それから小学校の教員が参加するかということなのですが、小学校長会長の方が推進委員会に出席することになっておりますので、小学

松井職務代理者

校の方にも情報提供したり、小学生の色々なスポーツ環境とか文化の環境とか、そうったところの情報をもらいながら話ができると良いかなと思っております。

ありがとうございます。了解しました。

正村教育長

研修会で言われているのは、高岡先生の講演会の中での話は、今おっしゃられるところと、もう一つ言いたいのは部活をどうのこうのなくて、もうフラットにして地域で何ができるか、勿論施設もあれば、そういう人材もあれば、こういうところから何ができてどうするかということ。それから新見市だけに限らずに、新見市でも北から南と広いわけで、他のところと組んでできるものを探したり、つまりそうやって本当に地域のこのぐらいのところでできるだろうということを土日も含めて平日にどうしていくかということも絡めて、今からは考えて欲しいということでした。期間はいつでしたかね。

宗政課長

令和8年から令和13年が改革実行期間です。

正村教育長

その期間ではもう平日も含めてということが出てくるけど、できるところはどんどん先取りすればいいし、できないところは慌ててそうしなさいという意味じゃなくて、そういったスケジュールでやるけれど早いところがあれば遅いところもあるし、いやそんなこと言われてもできないという所もあるけれど、いわゆる先生も言われたと思うんだけど、ヨーロッパ型のクラブだから、小学校、逆に就学前からも含めてのようなところがいずれ、いずれですよ、10年とか15年とかどうなのか分かりませんが、そういった辺りになっていけばいいのかなっていう思いを高岡先生は持っておられて、それが国の意向になるんじゃないかなというところを、自分の意見を交えて話をされていました。ですから高岡先生の講演としてはそう聞きましたけど、中体連、小体連、サッカーでもソフトでも色々な団体があるので、その辺でも話をしていないといけない部分も出てくるんじゃないかということは、質問の中でも出ていましたし、今ある組織も考えてもらわないといけないというところがあります。ですので、とにかく地域としてできるところから始めていただきたいということは言われていました。

ということを少し付け加えながら、議第21号については、外にございませんか。よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

では、議第21号については承認といたします。

報第 18 号 令和 6 年度 新見市二十歳のつどいの開催について

正村教育長

それでは、次に報第 18 号について説明をお願いします。

吉岡課長

報第 18 号、令和 6 年度新見市二十歳のつどいについてご説明いたします。

令和 7 年 1 月 2 日木曜日、まなび広場にいみ大ホールにおいて、令和 6 年度二十歳のつどいを開催いたします。対象者は、平成 16 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた人で、原則、新見市住民基本台帳に記載されている人で、9 月末時点で 275 人です。なお、市内出身で、就職や進学より住所を市外に異動した方、また例えば、公立大学の学生さんのように、市外の出身で新見市に住所を有していない人であっても、参加申込書の提出により出席が可能になります。なお、申込書は、市のホームページからダウンロードできます。

以上でございます。

正村教育長

はい。委員の皆様から何かご質疑ありますでしょうか。
よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは以上で本日全ての議事を終了いたします。

7 閉 会

松井職務代理者

11 月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後 4 時 45 分)